

4 クーリング・オフができる期間



契約書面を受取った日

①②⑤⑥の取引の場合
ここまで

日	月	火	水	木	金	土
	①	2	3	4	5	6
7	⑧	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	②③
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

③④の取引の場合ここまで

取引内容	期間
①訪問販売	法定書面を受領した日から 8 日間
②電話勧誘	法定書面を受領した日から 8 日間
③連鎖販売取引(マルチ商法)	法定書面を受領した日から 20 日間
④業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	法定書面を受領した日から 20 日間
⑤特定継続的役務提供	法定書面を受領した日から 8 日間
⑥訪問購入	法定書面を受領した日から 8 日間

●契約書面に不備があったり、契約書面を受取っていない場合は、期間を過ぎていてもクーリング・オフできます。